

○財務省告示第三百六十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五	一四の二		四三三トシ
一四			四〇三、八二三トシ
一三			八二二、二七四トシ
一二		三、六八六、二九四トシ	四五、三五〇トシ
一一			一二、三八五トシ
一〇			五、九七三トシ
九			二九、六六七トシ
八			六・七トシ
七			七トシ
六			二四〇トシ
五			一、〇一六トシ
四			二〇、九六六トシ
三			二〇トシ
二			〇トシ
一			〇トシ

二九		二五八トン
二八		七トン
二七		一一、二七九トン
二六		三、三六五トン
二五		〇トン
二四		六二トン
二三		三、九〇五トン
二二		一五五トン
二一		一八、三〇三トン
二〇		五五二トン
一九		七八九トン
一八		一一、二七八トン
一七		八三、六二六トン
一六		三、六三八トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	三、六八六、二九四トン
一四	二四七、七一七トン